

林野火災の予防について

『令和8年1月1日から「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始』

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、「林野火災注意報」や「林野火災警報」を的確に発令することにより、林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例の一部を改正。

●林野火災注意報・林野火災警報とは

降水が少なく、乾燥している気象状況下において、「林野火災注意報」を発令し、屋外での火の使用について注意を呼び掛けます。加えて、強風が吹く状況下では「林野火災警報」を発令し、屋外での火の使用を制限することで、林野火災の発生及び延焼拡大を予防します。

●発令基準等

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	以下の1又は2のいずれかに該当する場合 1. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、 前30日間の合計降水量が30mm以下 2. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、 乾燥注意報が発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない	左記の発令基準に加え、 強風注意報が発表された場合
内 容	屋外での火の使用等について注意喚起（罰則なし）	屋外での火の使用等の制限（罰則あり） ※消防法に基づき、30万円以下の罰金又は拘留
発令期間	1月から5月	
対象区域	森林整備計画等に定める国有林並びに民有林の区域及びその周辺	
周知・広報	消防本部ホームページ等 管轄消防隊による巡回・広報及び注意喚起	消防本部ホームページ等 管轄消防隊による巡回・広報及び消火指導 防災メール等 防災行政無線

●火の使用制限の基準

- ・山林、原野等において火入れをしないこと
- ・煙火を消費しないこと
- ・屋外において火遊び、たき火をしないこと
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物附近で喫煙しないこと
- ・山林、原野等で喫煙をしないこと
- ・残火（たばこの吸い殻含む）、取灰又は火粉を始末すること

●火災予防のお願い

普段から水バケツ等を用意し、消火の準備をしたうえで、完全消火をお願いいたします。

●たき火の届出について

従前から届け出いただいている「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」の対象に、【たき火】が含まれることを明確にしたうえで、届出の対象となる期間及び区域を指定しました。

●対象期間等

対象とする届出	たき火（火入れを含む）
対象とする期間	1月から5月
対象とする区域	森林整備計画等に定める国有林並びに民有林の区域及びその周辺 ※「火入れに関する条例」に基づき火入れの許可申請を要する場合は、条例に定める区域となります
内 容	事前に場所等を把握することで、 林野火災注意報 ・ 林野火災警報 の発令時に注意喚起や制限を呼びかけ、火災の発生を予防するためのもの ※特に、 林野火災警報 の発令時には、届出者に連絡をすることがありますので、ご了承ください

●たき火のイメージ

たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

